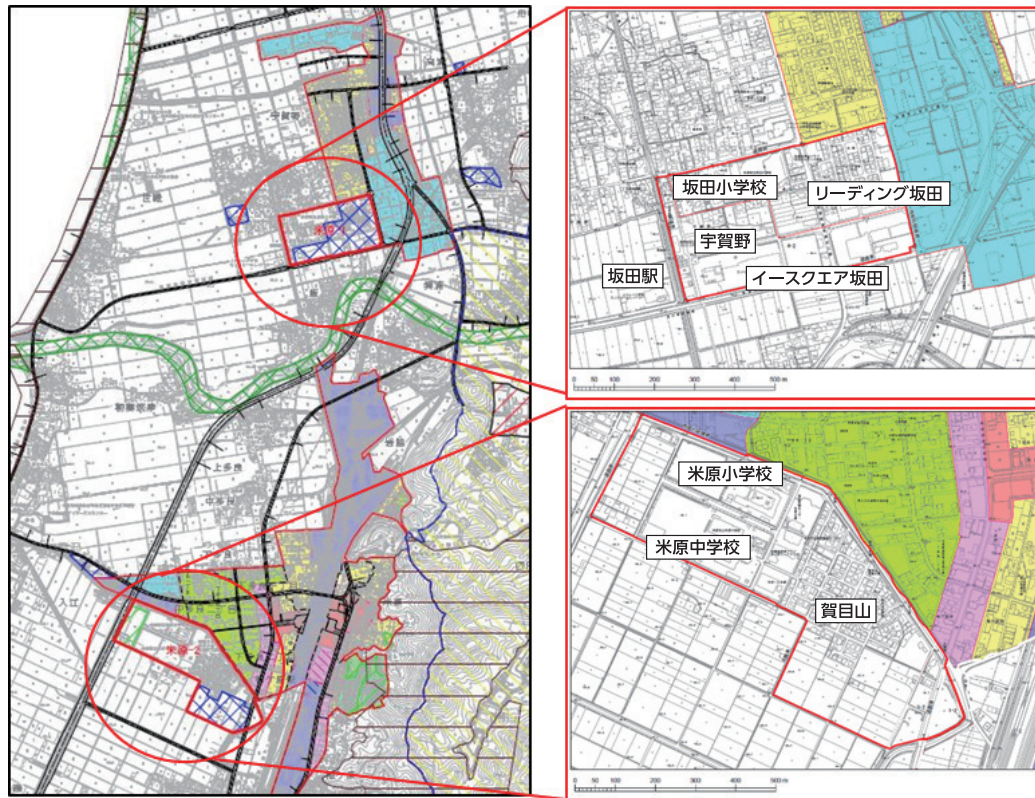


都市計画「区域区分」の見直しを進めています

☎ 市 都市計画課 ☎ 53-5144 ☎ 53-5138

県が令和6年度末に予定する都市計画の定期見直しにおいて、市では、都市計画「区域区分」（市街化区域および市街化調整区域）の変更を行うことを検討しています。この度、市街化区域編入に関して、2地区を原案として県へ申出し、その概ねの案がまとまりましたので、該当区域についてお示しします。



【坂田駅前地区】 (地区面積18.7ha)

市街化調整区域から
市街化区域へ変更

【入江丸葎地区】 (地区面積32.0ha)

市街化調整区域から
市街化区域へ変更

区域区分とは… 区域区分とは、都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する制度です。

【市街化調整区域】市街化を抑制すべきところ。現状のまま、自然や農地等の環境を維持するところ

【市街化区域】すでに街になっているところ。今後優先的かつ計画的に都市を維持するところ

関係地域の皆さまに向けて、10月17日に説明会を開催しました

説明会でいただいた主なご意見・ご質問とその回答について紹介します。

①なぜ市街化区域に編入する必要があるのか

→人口減少が進む中、街の賑わいや暮らしやすさを維持するためには、一定の人口集積が必要です。持続可能なまちづくりを維持する上で、現状の市街化区域では狭すぎるため、土地利用規制の変更を見直す必要があります。

②市街化区域編入により都市計画税等の負担が増えるのではないのか

→都市計画税について令和8年度からご負担をお願いすることになります。都市計画税は、道路・公園・下水道等の整備等に要する費用に使われる目的税として課税されます。

【税額の計算方法】課税標準額×税率(0.2%)

③なぜ今まで情報が公開されなかったのか

→市街化区域編入に向け、令和5年5月に素案の申出を行い、県・国との協議が整い、令和6年10月11日に原案の申出に至りました。案がまとまるまでは、不確実な情報で誤解を招く恐れがあり、非公開情報としました。